
医療情報取得加算加算に関する掲示

当院は、オンライン資格確認を有し、受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用し診療を行っております。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬を算定致します。

○初診時：1点

○再診時：1点（3月に1回）

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。